



中小企業が行う設備投資に関する税制については、どのような改正が行われたのでしょうか？



中小企業投資促進税制等の一部要件等が見直された上で適用期限が2年延長されました。また中小企業経営強化税制について、働き方改革に資する設備が対象となることが明確化されました。

●改正概要●

①中小企業投資促進税制等の延長

減税

平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得等して事業の用に供したものに適用されます。

改正概要 【適用期限：平成32年度末まで】

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
改正 ポイント①	<p>【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%） ⇒延長・強化</p> <p>生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上</p> <p>収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資</p>			
支援措置	<p>【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% （※30%特別償却のみ適用） ⇒延長</p>		<p>【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% （※30%特別償却のみ適用） ⇒延長</p> <p>改正 ポイント②</p>	

※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合
出典：経済産業省「税制改正について」より一部加筆修正

改正
ポイント①

対象設備について、以下のような**働き方改革に資する設備も対象**となることが明確化されました。

働き方改革に資する設備（例）

- ・建物附属設備
生産等活動の用に直接供される工場、店舗、作業場等の中に設置される施設（食堂、休憩室、更衣室、ロッカールーム、シャワールーム、仮眠室、トイレ等）に係る建物附属設備（電気設備、給排水設備、冷暖房設備、可動式間仕切り等）
- ・器具備品
工場、店舗、作業場等で行う生産等活動のために取得されるもので、その生産等活動の用に直接供される器具備品（テレワーク用電子計算機等）、ソフトウェア（テレビ会議システム、勤怠管理システム等）

改正
ポイント②

投資を含む経営改善により「売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであること」について**認定経営革新等支援機関等の確認を受けたもの**という収益力向上要件が追加されました。

平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得等して事業の用に供したものに適用

POINT



経営力向上計画に係る固定資産税の特例措置は平成31年3月31日をもって終了しました。平成31年4月1日以降に取得等をした設備等は対象外となりますのでご注意ください。